

ふくおか県央環境広域施設組合
一般廃棄物処理施設建設及び運営事業に係る生活環境影響調査書
意見書の内容と事業者の回答・見解

「ふくおか県央環境広域施設組合一般廃棄物処理施設建設及び運営事業に係る生活環境影響調査書」について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「**廃棄物処理法**」と言う）に基づき組合において定めた「ふくおか県央環境広域施設組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等手続に関する条例」（以下「**縦覧条例**」と言う）に基づき、令和6年7月26日(金)から令和6年8月26日(月)まで縦覧に供するとともに、令和6年9月9日(月)まで意見書を受け付け、2通の意見書の提出がありました。

いただいた意見書の内容（ご意見）とそれに対する事業者の回答・見解は下記の通りです。

なお、上記の生活環境影響調査の手続きとは別途、「福岡県環境保全に関する条例」に基づく環境影響評価検討書を作成し、その概要を公表したところですが、当該資料に関するご意見に関しても、併せて回答・見解を示します。

NO.	意見書の内容（ご意見）	事業者の回答・見解
1	<p>当生活環境影響調査結果、環境影響評価検討書（案）に対する市民への公表に関して、市報等による広報活動がなく、限られた人しか知り得ない状況です。貴組合の姿勢の表れだと思えます。</p> <p>市民に公表し、透明性を徹底していただきたい。</p>	<p>本事業の実施にあたっては、施設の供用に伴う大気質・騒音等の生活環境への影響を調査した廃棄物処理法に基づく「生活環境影響調査」のほか、別途、「福岡県環境保全に関する条例」に基づき、工事の実施に伴う動植物などの自然環境への影響を調査した「環境影響評価」を実施しました。</p> <p>このうち、前者の「生活環境影響調査」の結果については、廃棄物処理法及び組合の定める縦覧条例に基づき、縦覧に供しました。</p> <p><生活環境影響調査書の縦覧場所></p> <p>ふくおか県央環境広域施設組合事務局、飯塚市役所、飯塚市穂波支所、飯塚市筑穂支所、嘉麻市役所、桂川町役場、小竹町役場、桂苑、飯塚市クリーンセンター</p> <p>この縦覧の周知については、組合において公告するとともに、下記の組合ホームページに掲載することで周知に努めました。</p> <p>なお、これに合わせて、周辺環境への影響の評価結果や実施する環境対策の内容についても、できる限り周辺住民の方々への周知に努めるため、別途実施した「環境影響評価」の結果も含めた概要（以下「概要」と言う）をとりまとめた資料を作成し、下記の組合ホームページに掲載したところです。</p> <p>https://fkkankyo-u.jp/</p> <p>本事業の推進にあたっては、今後とも、事業の進捗等の各種情報等を組合ホームページへの掲載・広報するなどにより、透明性の確保・徹底に努めてまいります。</p>

NO.	意見書の内容（ご意見）	事業者の回答・見解
2	<p>同調査結果・検討書（案）とありますが、（案）の内容を公表する意味がわかりません。なぜ検討書が（案）なのか？これも体質の表れだと思えます。改めて決定内容が公表されるのですか？</p>	<p>前述のとおり、「生活環境影響調査書」については、検討結果を確定した図書を縦覧に供しました。一方、「環境影響評価検討書」については、その「概要」を公表した令和6年7月時点では、「福岡県環境保全に関する条例」に基づく届出先となる福岡県と内容の協議中のため、図書として確定はしていませんでしたが、周辺環境への影響の評価結果や組合において実施する環境対策の内容について、周辺住民の方々への周知に努める観点で、自主的に情報の公開を図ったものです。</p> <p>なお、「環境影響評価検討書」については、縦覧等の手続きの規定がありませんが、資料の詳細をご確認いただきたい場合には、当組合事務所にて閲覧いただくことは可能です。</p>
3	<p>調査・検討はどの組織が行ったか、また調査結果・検討結果の責任者は誰なのか不明で信用できません。組織名、責任者名を明記してください。</p>	<p>「生活環境影響調査書」や「環境影響評価検討書」の作成については、関係法令に基づき施設の設置者（事業者）としてふくおか県央環境広域施設組合が作成するものとなりますが、当該図書の作成には環境に関する高度な専門的知識・技術が求められることから、建設コンサルタント会社（パシフィックコンサルタンツ株式会社九州支社）に業務委託を行い、調査を実施したものです。</p>
4	<p>新施設の施設規模（焼却能力）220t/dの根拠記述がありません。誰が何に基づいて決定したのか根拠を明確に提示すべきです。また検討段階で焼却量を少なくするために何が検討されたのか全く不明。</p>	<p>新施設の施設規模（焼却施設）の算定では、年間で処理すべき可燃ごみの計画ごみ量として、本組合で策定した「一般廃棄物処理基本計画」（令和4年3月）における令和12年度（本施設の竣工年度）の目標値を基本とし、将来的に搬入される汚泥・し渣、プラスチック資源分別による焼却ごみ量の減量等を考慮しています。</p> <p>その計画ごみ量をもとに、「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱の取扱いについて」（環廃対発第031215002号）に示される計算式により算出するとともに、災害が発生した場合の災害廃棄物の処理量等を考慮して設定しています。</p>
5	<p>排出ガス濃度にCO₂がありません。環境破壊に最も危険なガス量が記述されていません。また焼却に使用する化石燃料（コークス）の使用量記述もありません。</p> <p>飯塚市で最も環境破壊している設備であり、最も削減すべきものに対する記述がないことは問題です。</p>	<p>生活環境影響調査は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月、環境省）に基づき実施しており、温室効果ガス（CO₂等）は評価対象とされていません。</p> <p>本施設整備にあたっては、「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」（令和3年4月改訂、環境省）を満足することを、施設の性能基準として規定しており、施設のエネルギー使用及び熱回収に係る二酸化炭素排出量は実質ゼロを目標としています。</p>
6	<p>検討書での排ガス等の予測条件記述がありません。どの根拠でどの条件で予測したのか全く不明です。明示すべきです。</p>	<p>排ガス等の予測条件は、組合ホームページに掲載した「概要」資料では記載を省略しておりますが、当該情報は、前記のとおり縦覧に供した「生活環境影響調査書」の「第4章 生活環境影響調査の結果」（第1節 大気質～第4節 悪臭の各項）に掲載しております。</p>

NO.	意見書の内容（ご意見）	事業者の回答・見解
7	<p>今後排ガス濃度や動物のモニタリングを実施するとありますが、どの周期で実施するのか記述がありません。明確にしてください。</p>	<p>煙突排ガス濃度のモニタリングは、廃棄物処理法の規定等を考慮のうえ、施設稼働開始後に以下のとおり実施する予定です。動物（猛禽類）のモニタリングは、「猛禽類保護の進め方」（平成24年、環境省）等を参考に、工事の開始から施設竣工までの間、対象種の繁殖期を考慮して2月～8月の間に実施する予定です。</p> <p><煙突排ガス濃度のモニタリング頻度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ばいじん：1回/2ヵ月・炉以上 ・硫黄酸化物：1回/2ヵ月・炉以上 ・窒素酸化物：2回/年・炉以上 ・塩化水素：2回/年・炉以上 ・水銀：3回/年・炉以上 ・ダイオキシン類：1回/年・炉以上
8	<p>動物・植物の予測で「一部の種において土地の改変による生息・繁殖環境の消失があるものの、その影響の程度は小さく・・・。」とありますが、一部の種特定の根拠および影響の程度が小さいとした根拠が不明確です。提示してください。</p>	<p>動物・植物への影響については、現地調査で確認された動植物の確認位置・種の特性等、及び土地造成等の工事計画を考慮し、工事の実施による生息・生育環境の改変の程度、重要な種・植物群落への影響の程度を予測しました。</p> <p>公表した「概要」に示す「一部の種」とは、現地調査で確認された、「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック」等に掲載されている動植物種のうち、土地の改変による生息・繁殖環境の消失があるものを指しています。</p> <p>それらの種についても、生息・繁殖環境が一部改変されるものの、周辺に同様の環境が残されることから、影響の程度は小さいと評価しました。</p>
9	<p>以上生活環境の保全上不明で心配な点が多くあります。情報公開・透明性の観点からもほど遠い状態です。</p> <p>市民目線での情報公開・透明性の徹底を求めます。</p>	<p>今後とも、事業の進捗等の各種情報等を組合ホームページへの掲載・広報するなどにより、透明性の確保・徹底に努めてまいります。</p>
10	<p>運搬車両の走行について</p> <p>①二反田団地周辺は2つの県道に2つの町道が合流、交差し、時間帯によって、深刻な渋滞が発生し、一般車両の走行、地元住民の歩行に重大な支障となっている。その時間帯に運搬車両の走行が重なれば、交通に麻痺が生じるのではないかと心配される。交差点改良が必要と思われる。</p> <p>このことについては、飯塚県土木事務所、桂川町役場に現地調査をしてもらった際に指摘している。</p>	<p>本施設の供用後の廃棄物運搬車両については、構成市町と連携して施設関連車両等の走行ルート分散に努め、関係車両の集中を避けるなど、事業地近傍の町道・県道における車両走行台数の分散に努めてまいります。</p>

NO.	意見書の内容（ご意見）	事業者の回答・見解
11	<p>②出雲東地区方面進入口のある国道 200 号は、通行量が多い上にかなりな高速で走行する車両が少なくなき、低速での左折等による事故発生が心配される。</p> <p>専用レーンなど事故防止のための対策が求められる。</p>	<p>出雲東地区方面の国道 200 号との接続部については、ご意見も踏まえ、今後警察を含めた関係機関と協議を行い、交差点での出入りについて安全対策を検討してまいります。</p>
12	<p><u>ごみ袋代・処理能力について</u></p> <p>根拠が不透明な処理能力の大規模化は、環境への負荷を集中させるばかりでなく、3Rのごみ減量に逆行しかねず、ごみ袋代の大きな負担となって住民に跳ね返る危険性がある。</p> <p>住民の合意のない施設整備計画は見直すべきだと考える。</p>	<p>新施設の処理能力については、前述のとおり、必要となる規模を算出・設定しました。（NO. 4 参照）</p> <p>なお、ごみ減量の推進についても、構成市町と連携して取り組みを進めてまいりますので、引き続きご理解・ご協力をいただけますよう、お願い申し上げます。</p>